

会計事務所が取り組む 企業再生の実務

第3回 借入金の返済に窮した！

景気、業績の低迷で資金繰りが悪化し、借入れ返済に窮している会社は、もはや企業再生の対象企業だけにとどまらない。会計事務所の顧問先にも多数発生している状況だ。では、そのようなときにどうすればよいのだろうか――。

アドバイザー／アクタス税理士法人 税理士 加藤幸人
税理士 佐藤大志

政府の中小企業支援政策としては、民主党への政権交代、亀井前金融大臣によるモラトリアム発言に端を発した「中小企業金融円滑化法」(以下、金融円滑化法)が挙げられる。平成21年11月30日に成立した同法だが、これによって企業は、借入れの返済猶予が受けやすい環境が整った。

1. 金融円滑化法とは

金融円滑化法は、同21年12月4日に施行され、同23年3月31日までの時限立法である。当初は、「強制的に借入金の返済を猶予する」構想もあったものの、最終的には企業からの貸し付けの条件変更の申し出に対して、金融機関が可能な限り応じて適切な措置をとるという「努力義務」というかたちに落ち着いた。

条件変更の申し出に対して金融機関は本当に返済猶予に対応してくれるのだろうかといった心配もあったが、金融庁の発表によると、施行日から同22年3月31日までの中小企業者の申し込み件数は、全国で48万1367件にも及び、このうち現在審査中や企業からの取り下げを除いた実行率は98.3%(実行件数36万8074件/実行件数+謝絶件数37万4491件)に達するとのことである。資金繰りに窮して貸し付け条件の変更を申し入れる中小企業の多さもさることながら、金融機関の対応にも一定の評価をすることができるといえよう。

2. 金融円滑化法によって何が変わったか？

そもそも金融円滑化法によって何が変わったのか。中小企業においては、返済条件を緩和してほしいというニーズは以前から強くあったが、それが簡単にできなかったのは、金融機関が融資先企業を金融検査マニュアルで「債務者区分」というランク分けをしていたことに理由がある。金融機関は、その「債務者区分」

ごとに異なる率で貸倒引当金の繰り入れを行っている。返済の貸し出し条件を緩和すると債務者区分を下げなくてはいけなくなり、それによって貸し出し債権に対する引当率は高くなるため引当金を積み増す必要が出てくる。すなわち、条件を緩和することは金融機関の業績悪化につながるのである。

それが金融円滑化法に基づいて貸し出し条件の変更を行っても、金融機関は「債務者区分」を下げなくてよかった。そのため、貸し出し債権について引当金を積み増す必要がなくなった。積極的な協力が可能となったのである。

こうした措置は、実は同20年11月の金融検査マニュアルの改訂の際に「貸出条件緩和債権の見直し」としてすでに実施されていた。5～10年程度の「実現可能性の高い抜本的な経営再建計画」の作成もしくは、計画が作成できない中小零細企業については経営改善の見通しを示すシナリオがあれば、返済猶予に応じて債務者区分を下げなくていいという内容だった。ただ同時に緊急保証制度が実施されたため、返済猶予よりは保証協会の保証を受けてニューマネーを求めた企業も多かったのではなかろうか。

今回の金融円滑化法施行と共に改訂された金融検査マニュアルでは、経営改善計画は、貸し出し条件の変更日から1年以内に策定する見込みがあればよいと明記されるなど、さらに返済猶予が受けやすい環境になっている。

3. 金融円滑化法による返済猶予を受けるためには

(1)金融機関への相談・貸し出し条件の変更の申し込み

返済の猶予に関してはまず借入金のある金融機関へ相談し、そのうえで申し込みを行う。申し込みは、口頭でも効力はあるが、一般的には書面の提出を求められる。借入れ先が複数ある場合はまずメインバンク

に相談する。金融円滑化法の運用では、金融機関相互の連携を求めており、特にメインバンクには主体的な連携を求めているので、まずはメインバンクへの対応をきちんとしよう。

相談の際は、資金繰りが厳しいという会社の現状を説明するために、月次試算表だけでなく、過去の損益推移表、今後数カ月の事業計画表や資金繰り表など、財務状況を示す資料を準備しておいたほうがよい。返済猶予の申し入れにあたっては、今後の金融機関との取引に悪影響が出ることを心配する経営者もいるかもしれない。しかし資金繰りの窮状を先送りして、手遅れになって相談するような事態にならないように、資金ショートの状態に陥る前に自社の現状を真摯(しんし)に説明したほうが、金融機関からの協力を得やすいであろう。

(2)経営改善計画の作成

貸し出し条件変更の申し入れを受けた金融機関は、今後の経営改善計画や返済計画を検討したうえで、その実現に必要な条件変更等を行う。申し込み時に経営改善計画がなかったとしても1年以内に改善計画を策定できると見込まれる場合には、先に条件変更等を実施することが可能となっている。

経営改善計画書の作成については会計事務所で力になれる部分が多いだろう。会計事務所が金融円滑化法の立法趣旨を理解したうえで協力体制にあることを示すことができれば、金融機関も安心して協力を応じてくれるはずである。

(3)経営改善の進捗報告

金融機関と正常な取引を行っている場合、年に一度金融機関に決算書のみを提出するのが一般的である。しかし、条件変更等を受けている期間中は、業績の推移と経営改善計画の進捗よく状況を定期的に報告する必要がある。この期間中は経営が不安定な状態であるため、少なくとも3カ月に一度は金融機関に状況報告

を行い、情報共有することが自社と金融機関の相互にとって有益となるだろう。

(4)気を付けなければならないこと

金融円滑化法によって、貸し出し条件の緩和すなわち返済猶予が受けられたとしても忘れてならないことは、これは一時的な状況であるということである。返済猶予を受ければ資金繰りは一息つけるが、それは業績を改善し復活するための準備期間であり、永遠に返済がストップするわけではないことを肝に銘じてほしい。

新規融資に関しては、貸し付け条件の変更等の事実のみで信用供与に差をつけてはならないことにはなっているが、実際は難しくなるであろう。返済猶予を受けて資金繰りが楽になるのは毎月の借入れ返済額のみである。季節資金や設備資金などのことを考慮して、早めに対応することが重要である。

4. 企業再生的な支援が顧問先を救う

企業再生の案件に携わっていると、もっと早い段階で相談を受けていれどと思うことが少なくない。日常的な財務管理が不十分のために、タイムリーな問題点の把握ができておらず、さらに経営の問題点に関して顧問税理士等に厳しい指摘を受けることもなく問題を先送りしていることが多い。

会計事務所が提供するサービスには月次決算の監査、税務申告書の作成などが基本業務であるが、加えて試算表などに表れた窮境の兆候を見逃さずに指摘し、その要因と改善策を顧問先と一緒に考え、改善のきっかけを与えてあげることができれば、再生に向かう顧問先を救うことができる。そんな会計事務所が増えれば、厳しい景気状況が続く中で破たんする中小企業を減らすことができるだろう。中小企業の早期再生に税理士の果たす役割は大きい。(おわり)